

資料2(別紙)

資料

静岡県中西部発達障害者支援センターCOCO
令和3年度事業実施状況



1 令和3年度の相談状況について

相談状況は、令和3年4月から12月までの実績値です

2

(4) 労働関係

今年度の状況 (自己評価)	<ul style="list-style-type: none">・就業・生活支援センターとの定期的な連絡会、協議会を通し相互の情報や課題、支援手法について共有する・ケース支援を通し、HW トータルサポーター、サポートステーション、市町就労支援センター、障害者職業センターとタイムリーかつ緊密な連携を図ることができた
次年度以降 の方向性	<ul style="list-style-type: none">・就業・生活支援センターとの共同研修により、企業への理解や他機関連携の情報発信を図る・引き続きケースを通じた連携を図っていく

(5) 当事者団体関係

今年度の状況 (自己評価)	<ul style="list-style-type: none">・当事者団体（自閉症協会、きんもくせいのかい、静岡ツィンクル、育成会）との定期的な意見交換会の実施により、ニーズの把握、相互の役割等について理解を図る・世界自閉症啓発デーイベントの協働実施と、Jリーグゲームへの試合観戦の実施
次年度以降 の方向性	<ul style="list-style-type: none">・引き続き、意見交換会を中心にニーズを把握しながら、連携を図っていく

(6) 市町(行政機関)

今年度の状況 (自己評価)	<ul style="list-style-type: none">・地域協議会へ参画しながら、発達障害支援の体制把握と機能強化を図る・圏域協議会市町部会への参画により、相談支援体制における発達障害支援の課題について協議する・世界自閉症啓発デーの実施状況調査と、活動拡大のための支援を展開する・管内 13 市町中、11 市町で地域支援システムの体制評価を実施
次年度以降 の方向性	<ul style="list-style-type: none">・引き続き、協議会への参画を通し市町発達支援システムの体制整備に向けたバックアップを展開・地域支援システムの体制評価を全市町に展開

相談支援の状況

令和3年度相談件数 (R3.4~12)

	発達相談	就労相談	合計
実支援人数	241人	50人	291人
延支援件数	645件	105件	750件

就労相談：就労支援に重点を置いて支援が行われたケース
 発達支援：上記就労支援以外のケース全て
 (発達障害者支援センター統計マニュアルより)

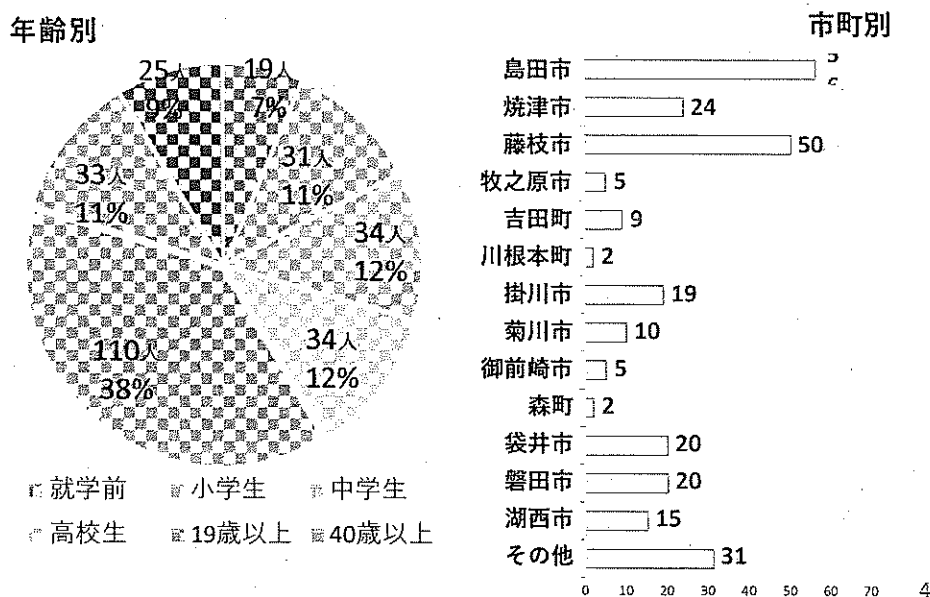
(相談経路別)

	発達相談	就労相談	合計
本人・家族	203人	45人	248人
関係機関	38人	5人	43人

3

発達障害支援の状況

令和3年度相談件数；実人数291人・支援件数750件

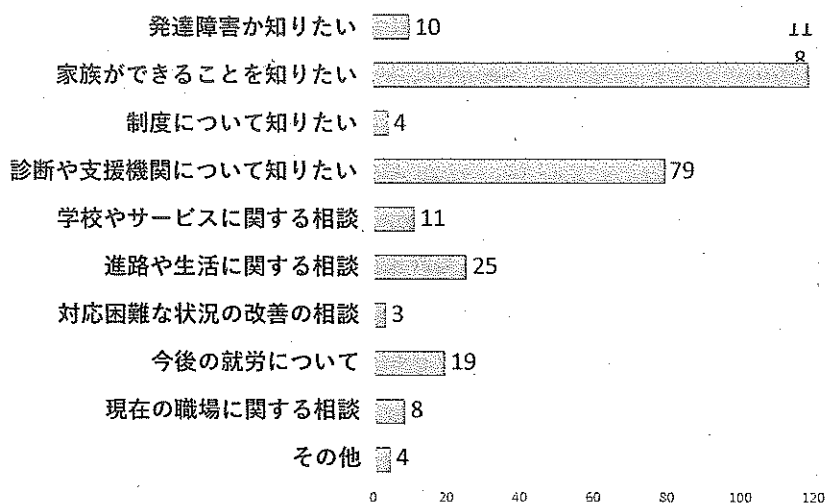


4

発達障害支援の状況

令和3年度相談件数；実人数291人

主訴（重複あり）



5

発達障害支援の状況

障害種別	発達相談		就労相談		計	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
自閉症	42人	14.4%	6人	2%	48人	16.5%
アスペルガー症候群	9人	3%	7人	2.4%	16人	5.5%
広汎性発達障害	13人	4.5%	0人	0%	13人	4.5%
注意欠陥多動性障害 (ADHD)	26人	8.9%	7人	2.4%	33人	11.3%
学習障害 (LD)	3人	1%	0人	0%	3人	1%
その他	13人	4.5%	1人	0.3%	14人	4.8%
不明・未診断	135人	46.4%	29人	9.9%	164人	56.3%

障害種別項目は、発達障害者支援センター統計マニュアルに基づきます

6

ケース支援の実践・展開

1 機関連携による支援の展開と課題

- ・学校、教育センター、個別私塾が関わっているが相互の情報連携がとれておらず、当センターが支援会議を設定し各機関の支援状況の把握からスタートしている
- ・生徒指導、特別支援教育CO、担任、教頭等学校内で関わるスタッフ間の情報連携体制が十分でなく、当センターが本人・家族間の調整をしている

2 成人期支援について

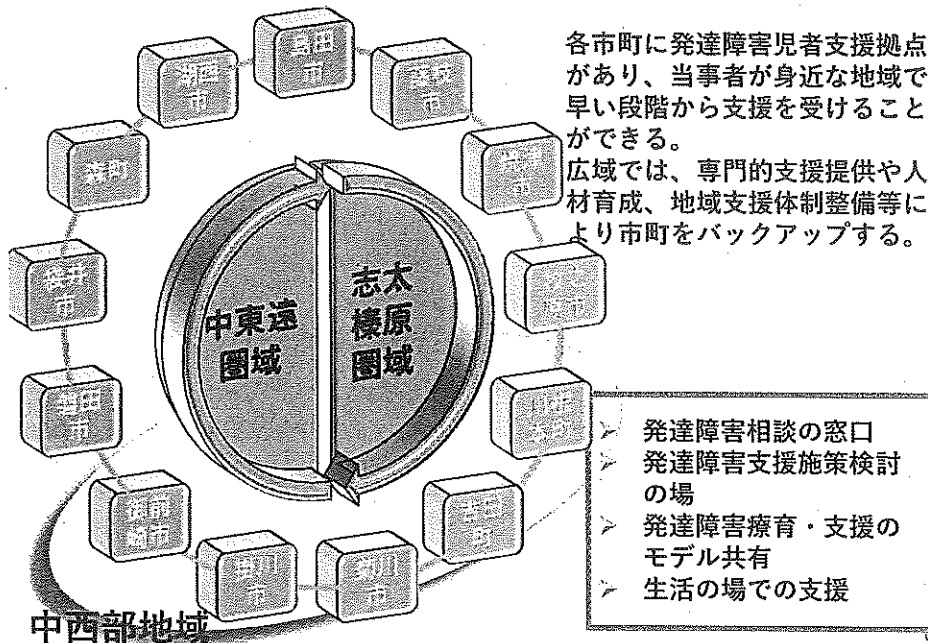
- ・ASDの特性が強い本人の配偶者にストレスが強くあらわれ、センターによって本人の特性支援と配偶者へのメンタルフォローの双方支援を展開している
- ・社会との接点を持たない8050課題を抱え、両親への本人理解を中心に、地域の社会資源へのつなぎを検討している

7

2 地域支援システムの体制整備

8

めざす中西部の姿～ネットワーク体制



【県調査】地域支援システムの状況（志太榛原圏域）

市町	発達障害に特化した相談窓口	発達障害支援について協議する場	医療機関との連携協議の場	個別支援ファイル
島田市	—	乳幼児発達支援連絡会	—	しまいくファイル
焼津市	こども相談センター	発達支援ネットワーク会議	○	あしすとファイル
藤枝市	子ども発達支援センター	・要保護児童対策協議会発達支援部会 ・自立支援協議会	○	そらいろ
牧之原市	こどもセンター	発達障害児支援連絡会	○	—
吉田町	福祉課	障害児者福祉推進委員会	—	—
川根本町	—	—	—	—

【県調査】地域支援システムの状況（中東遠圏域・湖西市）

市町	発達障害に特化した相談窓口	発達障害支援について協議する場	医療機関との連携協議の場	個別支援ファイル
磐田市	-	中遠自立支援協議会	-	いろはノート
掛川市	のびる～む	発達相談支援連絡会	-	-
袋井市	-	中遠自立支援協議会	○	-
御前崎市	福祉課	東遠自立支援協議会	-	-
菊川市	-	東遠自立支援協議会	-	きくすくファイル
森町	-	東遠自立支援協議会	-	-
湖西市	-	-	-	-

11

県による市町調査状況

1 医療機関との連携協議の場について

- ・センター管内13市町中、4市町があると回答
- ・発達障害相談窓口（支援センター）設置市（焼津市、藤枝市、牧之原市）は、市医師会や市立病院が参画し状況を把握する機会がある

2 発達障害支援について協議する場について

- ・中遠、東遠協議会と回答している市町は、様々な障害種別を対象に議論する場であることから発達障害に特化して協議されているとはいいがたい
- ・義務教育前後・成人期以降などライフステージによって担当する課が異なる場合、全ステージで協議が困難である

12

発達障害の地域支援システムの簡易構図評価(Q-SACCS) 焼津市

人口:R2.3末 136,709人	乳児期(0~3歳)	臨時インターフェイス(引継)	幼児期(4~6歳)	臨時インターフェイス(引継)	小学校(7~12歳)	時
レベルI (毎日) 継続的	赤ちゃん訪問 乳幼児健診 0:4 0:6~7 0:1 0 1:6 3:0 心理相談・育児相 談 子育て教室 保育園 子育て支援センター	保健師 児童家庭相談センター こども相談センター 子育て支援センター	保育園・幼稚園 こども相談センター どんぐり教室	こども相談センター c 就学支援シート	小学校通常級 放課後児童クラブ 適応指導教室 フリースクール	こど
共時的 インターフェイス (継続的)	①発達検査 a あしすとファイル こども相談センター (こども家庭相談 こども発達相談)	②発達支援調整会議 ③障害児相談 a あしすとファイル b カルテ こども相談センター	③障害児相談 ④幼児巡回相談 ⑤保育所等訪問 a あしすとファイル こども相談センター	②障害児相談 ⑥就学時健診 ⑦幼保小連絡会 ⑧就学支援委員会 a あしすとファイル c 就学支援シート こども相談センター	③障害児相談 ⑧就学支援委員会 ⑩校内就学支援委 員会 ⑪学齢巡回相談 a あしすとファイル こども相談センター	③障 ⑧就 ⑩校 員会 a こど
レベルII (定期的) 継続的	焼津市育児支援親 子教室 児童発達支援セン ター		幼児ことばの教室 児童発達支援セン ター 児童発達支援事業 所		通級指導教室 特別支援学級 特別支援学校 放課後等デイサー ビス事業所	③障 ⑧就 ⑩校
		③障害児相談	③障害児相談	③障害児相談 ⑧就学支援委員会 ⑨特別支援学校ひき	③障害児相談	

	主管課	実施者	対象	実施時期	目的	方法
①	発達検査	保健センター 心理士・ 保健師	2:3相談、3:6相 談を受ける 児・家族	2:3相談、 3:6相談	児の特性を 知り、適し た支援等 情報共有	相談および発達検査実施
③	障害児 相談	地域 福祉課 相談支援 専門員	福祉サービ スを希 望する 児・家族	希望時/半 年1回	障害児福祉 サービス利 用	保護者のニーズを踏まえ 利用計画を作成し、サー ビス調整会議につながる
⑦	幼保小 連絡会	在籍園: 園長/担任 入学校: 担任/教頭 /CO	新1年生	年1回	本人の状 態に 適切 な支 援に つな ぐ	支援が必要な児に対し、 就学支援シートに情報を 記入し引きつぐ
⑩	校内就学 支援委 員会	在籍校 CO/支援級 担任など	同意があり、 特別支援が必 要な児	6,9,12月	一人一人の ニーズに 適した支 援する ため	児の経過記録、あられ 等を参考に話し合い判断 をしていく 引継ぎは年度末に担任に 聞き取りを行う
⑪	学齢児 巡回相談	教育 委員会 巡回相談 員(心理士/ 教員等)	同意があり、 発達が気にな る児	適時	本人の状 態に 適切 な支 援に つな ぐ	学校の様子を観察、必要に 応じ検査・ケース会議を 開催、保護者面談実施、 医療につながる
a	あしす とファ イル	こども 相談セ ンター こども 相談セ ンター	通常学級 在籍 児を 支 援 す る に 必 要 な 支 援 を 提 供 す る	随時	本人の状 態に 適切 な支 援に つな ぐ	通常学級で支援が必要な 児の保護者に配布、保護 者が記入する

令和3年度のCOCOの取組から

市町の好実践の共有

- ・焼津市、藤枝市、牧之原市の設置する基幹的センターがあると、協議の場が生まれやすいことから、同市の協議の内容や実践を管内市町に提供し、体制整備の参考材料とした
- ・類似する人口規模の市町支援体制と地域資源の活用を共有することで、自地域のマッピングを見える化した

地域体制調査を通して

- ・東遠地域において、多課連携による体制調査を通して各課の実践や課題を共有することで庁内縦割り状態に横串を指す作業を展開した
- ・参加市町において、体制を見える化することで強化のための財政根拠につなげる視点が生じている

17

今後の展開に向けて

地域支援システムのさらなる構築に向けて

- 医療連携の機会と効果的な体制整備について
- 小～中～高～大～就労機関のつながりの課題や展開について
- 義務教育以降生活圏が拡大していく中での、成人期以降の発達障害者支援のつながりの体制について

18

家族等支援事業について

令和3年度新規事業(発達障害児者及び家族等支援事業:県委託)

○県要綱(案) から

(目的) 発達障害児の子育て経験のある親であって、その育児経験を活かし、同じように発達障害児を育てる親の相談を行うペアレントメンターの養成や、発達障害の子をもつ保護者や本人同士等が集まり、お互いの悩みの相談や情報交換を行うピアサポートの支援者の養成を行うことにより、発達障害児及びその家族に対す支援体制の構築を図ることを目的とする。

(運営委員会の設置)

受託者は、家族等支援事業の活動方針、活動内容などの企画や決定を行う機関として家族等支援事業運営委員会を事務局へ置く。

家族等支援事業運営委員会は、支援機関の関係者などで構成する。

(運営委員会の開催)

受託者は、定期的に家族等支援事業運営委員会を開催し、主に次の内容について協議する。

- ア 家族等支援事業の活動方針
- イ ペアレントメンターの候補者の選定
- ウ 家族等支援事業の活動内容の報告

21

【県調査】 家族等支援の状況 (志太榛原圏域)

市町	ペアレントメンター 配置計画	ピアサポート 実施計画	ペアトレの 実施実績	ペアプロの 実施実績
島田市	-	-	-	○ (5人)
焼津市	-	-	-	○ (17人)
藤枝市	1人配置予定	-	○ (11人)	○ (6人)
牧之原市	1人配置予定	当事者団体が1カ所 実施	-	○ (6人)
吉田町	-	-	-	-
川根本町	-	-	-	-

22